

生活保護法指定医療機関 各位

門真市福祉事務所長

入院患者における転院時対応について（依頼）

平素は本市生活保護行政につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省社会援護局保護課長より「医療扶助における転院を行う場合の対応及び頻回転院患者の実態把握について」（平成 26 年 8 月 20 日付、社援保発 0820 第 1 号）入院患者の転院時の対応について、通知がありました。

今後、各年度における医療扶助による入院患者であって、90 日間に居宅に戻ることなく、2 回以上続けて転院があった者について、転院前に福祉事務所へ別紙「転院事由発生連絡票」をご提出のうえ、転院の事前連絡をお願いします。様式及び厚生労働省からの通知文は、門真市のホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。

医療機関各位におかれましては、さらなるご負担をおかけすることになりますが、生活保護業務の適正実施に向け、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1. 目的

医療扶助による入院患者について、短期間に転院を繰り返している者については、当該患者の状態を確認するとともに、適切な支援を確保することを目的とする。

2. 対応について

入院から 90 日以内に転院する者について、事前に福祉事務所へ別紙「転院事由発生連絡票」を提出する。

3. 送付物

- ① 頻回転院患者に関する対応（通知概要） 厚生労働省作成
- ② 転院事由発生連絡票

以上